



第1条に規定する厚生センター等をいう。第17条第3項において同じ。)の職員で修学資金の貸与額が1月当たり100,000円を超える貸与を受けた期間がある場合にあっては、当該期間の3分の5に相当する期間と修学資金の貸与額が1月当たり100,000円以下の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間とを合算した期間)を加える。

第13条第2項中「(修学資金の貸与を停止された期間を除く。)」を削る。

第17条第3項各号列記以外の部分中「(条例第1条に規定する厚生センター等をいう。)」を削る。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第11条第2項及び第17条第3項各号列記以外の部分の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

(医 務 課)

富山県農林水産総合技術センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月25日

富山県知事 新 田 八 朗

### 富山県規則第4号

富山県農林水産総合技術センター条例施行規則の一部を改正する規則

富山県農林水産総合技術センター条例施行規則(平成20年富山県規則第23号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表中「2,150円」を「2,270円」に、「110円」を「180円」に、「120円」を「200円」に、「490円」を「520円」に、「580円」を「630円」に、「420円」を「500円」に、「140円」を「200円」に、「320円」を「400円」に改める。

別表第1の2の表中	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="text-align: right; padding-right: 10px;">170円</td> </tr> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="text-align: right; padding-right: 10px;">150円</td> </tr> </table>		170円		150円	を
	170円					
	150円					

<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="text-align: right; padding-right: 10px;">200円</td> </tr> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="text-align: right; padding-right: 10px;">230円</td> </tr> </table>		200円		230円	に、	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="text-align: right; padding-right: 10px;">130円</td> </tr> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="text-align: right; padding-right: 10px;">170円</td> </tr> </table>		130円		170円	を
	200円										
	230円										
	130円										
	170円										

210円
230円

に、「490円」を「560円」に、「350円」を「420

円」に、「280円」を「340円」に、「120円」を「180円」に、「140円」を「230円」に、「300円」を「370円」に、「390円」を「470円」に改める。

別表第1の3(1)の表中「600円」を「640円」に、「400円」を「440円」に、

280円
280円
280円
280円
120円

を

310円
310円
310円
300円
140円

に、「980円」を

「1,020円」に、「450円」を「480円」に、「390円」を「420円」に、

280円
200円
200円
120円

を

300円
220円
210円
130円

に、「1,170円」を

「1,240円」に、

280円
280円
1,550円
200円
120円

を

300円
300円
1,650円
210円
130円

に、「800円」を「860円」に、「840円」を「850円」に、「160円」を「170円」に、「210円」を「230円」に、「310円」を「320円」に、「320円」を「340円」に改める。

別表第1の3(2)の表中「2,440円」を「2,450円」に、「1,980円」を「1,990円」に、「1,610円」を「1,620円」に、「330円」を「340円」に、「140円」を「150円」に、「310円」を「320円」に改める。

別表第1の4の表中「3,790円」を「3,840円」に、「4,510円」を「4,560円」に、「5,820円」を「5,880円」に、「3,880円」を「3,910円」に、「180円」

を「190円」に、「280円」を「290円」に、「300円」を「310円」に、「220円」を「230円」に、「290円」を「300円」に改める。

別表第1の5(1)の表中

470円
530円
470円
530円
530円

を

540円
610円
540円
610円
610円

に、「330円」を「370円」に、「1,080円」を

「1,150円」に、「970円」を「1,040円」に、「780円」を「840円」に、「1,070円」を「1,150円」に、「1,810円」を「1,960円」に、「2,230円」を

「2,420円」に、「810円」を「850円」に、

1,940円
530円

を

2,090円
570円

に、「280円」を「320円」に、「570円」を「630

円」に改める。

別表第1の5(2)の表中「340円」を「390円」に、「710円」を「820円」に、

1,760円
1,760円

を

1,940円
2,020円

に、「300円」を

「340円」に、「330円」を「350円」に、「530円」を「590円」に、「650円」を「720円」に、「2,050円」を「2,310円」に、「980円」を「1,100円」に、「610円」を「680円」に、「5,430円」を「5,610円」に改める。

別表第1の9の表中「920円」を「1,060円」に、「260円」を「300円」に、

「1,270円」を「1,460円」に、「410円」を「470円」に、「220円」を「260

---

円」に、「710円」を「820円」に、「750円」を「860円」に、「530円」を「610円」に改める。

別表第2の1の表中「14,760円」を「15,560円」に、「16,450円」を「17,460円」に、「3,320円」を「3,600円」に、「2,440円」を「2,600円」に改める。

別表第2の2の表中「28,990円」を「30,640円」に、「5,380円」を「5,640円」に、「6,800円」を「7,140円」に改める。

別表第2の3の表中「1,250円」を「1,350円」に、「1,770円」を「1,920円」に、「3,160円」を「3,460円」に、「1,400円」を「1,530円」に、「2,080円」を「2,310円」に改める。

別表第2の4の表中「2,190円」を「2,330円」に、「2,780円」を「3,000円」に、「15,040円」を「16,630円」に、「7,240円」を「7,620円」に、「6,020円」を「6,500円」に、「4,710円」を「5,040円」に、「5,040円」を「5,460円」に、「1,590円」を「1,680円」に、「1,250円」を「1,360円」に、「10,430円」を「11,240円」に改める。

別表第2の5の表中「1,430円」を「1,630円」に、「2,890円」を「3,290円」に改める。

別表第2の6の表中「6,410円」を「6,980円」に改める。

別表第2の7の表中「1,140円」を「1,300円」に、「2,170円」を「2,470円」に、「2,150円」を「2,310円」に改める。

別表第2の8の表中「2,780円」を「2,940円」に、「1,250円」を「1,360円」に、「1,520円」を「1,670円」に、「850円」を「930円」に、「1,060円」を「1,140円」に改める。

別表第2の9の表中「3,360円」を「3,680円」に、「2,630円」を「2,880円」に、「4,370円」を「4,780円」に、「4,660円」を「5,100円」に、「3,490円」を「3,830円」に、「5,100円」を「5,580円」に、「5,540円」を「6,060円」に、「4,930円」を「5,360円」に、「1,180円」を「1,290円」に、「1,200円」を「1,300円」に、「2,990円」を「3,220円」に、「8,840円」を「9,150円」に改める。

別表第2の10の表中「2,620円」を「2,870円」に、「3,350円」を「3,670円」

---

に、「3,930円」を「4,300円」に、「3,360円」を「3,680円」に、「17,690円」を「18,250円」に、「4,370円」を「4,780円」に、「3,780円」を「4,140円」に、「2,320円」を「2,550円」に、「16,880円」を「17,620円」に、「7,870円」を「8,490円」に、「4,150円」を「4,490円」に、「7,500円」を「8,110円」に、「42,420円」を「44,560円」に、「60,300円」を「63,870円」に、「124,100円」を「131,400円」に改める。

別表第2の11の表中「4,370円」を「4,780円」に改める。

別表第2の12の表中「1,330円」を「1,470円」に改める。

別表第2の13の表中「1,890円」を「2,070円」に、「3,060円」を「3,350円」に、「4,680円」を「5,100円」に、「3,350円」を「3,670円」に、「3,780円」を「4,140円」に、「1,330円」を「1,470円」に、「2,910円」を「3,190円」に改める。

別表第2の14の表中「1,020円」を「1,130円」に、「1,170円」を「1,280円」に改める。

別表第2の15の表中「7,570円」を「8,280円」に、「1,740円」を「1,910円」に、「2,470円」を「2,700円」に、「4,810円」を「5,270円」に、「2,760円」を「3,030円」に、「2,250円」を「2,380円」に、「2,070円」を「2,200円」に、「1,090円」を「1,200円」に改める。

別表第2の16の表中「50,100円」を「53,100円」に改める。

別表第2の17の表中「5,830円」を「6,380円」に、「22,390円」を「24,210円」に、「29,890円」を「32,100円」に、「1,050円」を「1,130円」に、「5,060円」を「5,370円」に改める。

別表第2の18の表中「4,630円」を「4,980円」に、「4,030円」を「4,340円」に、「3,740円」を「4,030円」に、「12,400円」を「13,330円」に、「9,120円」を「9,800円」に、「5,130円」を「5,460円」に、「3,870円」を「4,120円」に、「2,740円」を「2,930円」に、「4,190円」を「4,620円」に改める。

別表第2の19の表中「2,870円」を「3,000円」に、「9,740円」を「10,280円」に、「8,390円」を「8,780円」に改める。

別表第2の20の表中「3,640円」を「3,980円」に改める。

別表第2の21の表中「35,590円」を「36,860円」に改める。

別表第2の22の表中「39,780円」を「42,970円」に、「46,450円」を「48,840円」に改める。

別表第2の23の表中「4,360円」を「4,680円」に改める。

別表第2の24の表中「8,410円」を「8,990円」に、「3,450円」を「3,630円」に、「2,920円」を「3,200円」に改める。

別表第2の25の表中「21,910円」を「23,960円」に、「20,430円」を「21,960円」に、「4,940円」を「5,270円」に改める。

別表第2の26の表中「7,660円」を「8,150円」に、「4,300円」を「4,650円」に、「2,910円」を「3,120円」に改める。

別表第2の27の表中「15,350円」を「16,170円」に、「5,120円」を「5,480円」に改める。

別表第2の28の表中「189,640円」を「202,020円」に、「164,560円」を「176,770円」に、「290,410円」を「309,020円」に改める。

別表第2の29の表中「262,140円」を「273,020円」に、「67,450円」を「70,560円」に、「499,170円」を「516,560円」に、「106,420円」を「112,380円」に、「194,970円」を「203,010円」に、「62,120円」を「65,720円」に、「480,860円」を「502,060円」に、「124,080円」を「134,190円」に改める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に利用又は依頼の承認を受けている者の当該承認に係る使用料又は手数料の額については、この規則による改正後の別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(農林水産企画課)

富山県総合デザインセンター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月25日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県規則第5号

富山県総合デザインセンター条例施行規則の一部を改正する規則

富山県総合デザインセンター条例施行規則（平成11年富山県規則第61号）の一部を次のように改正する。

別表2の1の表中「250円」を「430円」に、「740円」を「800円」に改める。

650円
210円

別表2の2の表中「900円」を「980円」に、

800円
250円

に、「930円」を「1,210円」に、

650円
330円

を

770円
430円

に、

「750円」を「870円」に、「140円」を「160円」に改める。

別表2の3の表中「500円」を「630円」に、「340円」を「510円」に、

グラフィックサンプル出力検証機	1式1時間	550円
	につき	〔カラープリントを出力する場合は、1枚につき250円を加算した額〕

を

グラフィックサンプル出力検証機	1式1時間	630円
-----------------	-------	------

	につき	〔大判プリンターによりカラープリントを出力する場合は1枚につき430円、UVプリンターによりカラープリントを出力する場合は1枚につき1,550円をそれぞれ加算した額〕
--	-----	---

に、「1,460円」を「1,880円」に、「1,720円」を「1,780円」に、「2,100円」を「2,120円」に、「760円」を「810円」に、「50円」を「60円」に、「860円」を「1,280円」に、「60円」を「80円」に、「30円」を「40円」に、「170円」を「230円」に、「2,410円」を「2,430円」に、「2,060円」を「3,050円」に改める。

別表4中「4,140円」を「4,400円」に改める。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に利用又は依頼の承認を受けている者の当該承認に係る使用料又は手数料の額については、この規則による改正後の別表2及び別表4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(成長産業推進室)

富山県産業技術研究開発センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月25日

富山県知事 新 田 八 朗

**富山県規則第6号**

富山県産業技術研究開発センター条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 富山県産業技術研究開発センター条例施行規則（昭和61年富山県規則第25号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の表中

「試料調整」	検鏡用試料調整	1 調 整	1,940円
	断面調整（イオンミリング）		4,650円 〔 1時間を超える場合 にあつては、1時間ご とに 860円を加算した 額 〕

を

「試料調整」	検鏡用試料調整	1 調 整	1,940円
	斜め切削加工		3,270円
	断面調整（イオンミリング）		4,650円 〔 1時間を超える場合 にあつては、1時間ご とに 860円を加算した 額 〕

に改める。

第2条 富山県産業技術研究開発センター条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表中「9,000円」を「9,730円」に、「3,280円」を「3,670円」に、「2,900円」を「3,210円」に、「4,850円」を「5,290円」に、「2,810円」を「3,120円」に、「3,320円」を「3,670円」に、「3,450円」を「3,660円」に、「1,420円」を「1,570円」に、「550円」を「620円」に、「580円」を「660円」に改める。

別表第1の2の表中「500円」を「560円」に、「940円」を「1,020円」に、「1,200円」を「1,330円」に、「1,450円」を「1,640円」に、「3,190円」を「3,520円」に、「3,790円」を「4,130円」に、「1,320円」を「1,430円」に、「1,630円」を「1,780円」に、「780円」を「820円」に、「580円」を「660円」に改める。

別表第1の3の表中「1,000円」を「1,120円」に、「1,100円」を「1,210円」に、「1,390円」を「1,550円」に、「490円」を「540円」に、「1,920円」を「2,140円」に、「760円」を「820円」に、「1,460円」を「1,520円」に、「3,730円」を「4,210円」に、「610円」を「660円」に、「960円」を「990円」に、「210円」を「230円」に改める。

別表第1の4の表中「230円」を「260円」に、「350円」を「390円」に、「510円」を「580円」に、「340円」を「370円」に、「380円」を「430円」に、「320円」を「350円」に、「1,180円」を「1,280円」に、「1,980円」を「2,020円」に、「1,040円」を「1,130円」に、「190円」を「220円」に改める。

別表第1の5の表中「550円」を「560円」に、「250円」を「290円」に、「590円」を「650円」に、「4,120円」を「4,480円」に、「2,040円」を「2,310円」に改める。

別表第1の6の表クリーンルームの項を削り、同表中「2,830円」を「2,880円」に、「2,610円」を「2,680円」に、「560円」を「2,200円」に、「850円」を「880円」に、「760円」を「770円」に改め、同表ワイヤーボンダーの項、光干渉式膜厚測定装置の項及びフォトマスク作製システムの項を削り、同表中「1,480円」を「1,500円」に改める。

別表第1の7の表中「6,640円」を「7,170円」に、「3,480円」を「3,850円」に、「4,540円」を「4,770円」に、「2,370円」を「2,530円」に、「16,580円」を「18,500円」に、「9,160円」を「10,210円」に、「8,070円」を「9,030円」に、「1,820円」を「1,920円」に、「3,450円」を「3,780円」に、「2,200円」を「2,420円」に、「2,020円」を「2,220円」に、「1,520円」を「1,680円」に、「1,180円」を「1,220円」に、

「

690円
9,050円

」を「

760円
10,260円

」に改め、同表ウ

ルトラミクロトームの項の次に次のように加える。

斜め切削装置	1台につき1時間	1,420円
--------	----------	--------

別表第1の7の表中「3,640円」を「3,990円」に、

2,290円	を	2,420円	に、「2,950円」
2,830円		3,080円	

を「3,240円」に、「4,640円」を「5,000円」に、

2,290円	を	2,520円	に、「840円」
1,530円		1,690円	

を「920円」に、「540円」を「600円」に、

740円	を
1,900円	

820円	に、「1,710円」を「1,820円」に、「1,770円」
2,050円	

を「1,910円」に、「1,960円」を「2,040円」に、「470円」を「510円」に、

720円	を
2,340円	

「3,190円」を「3,570円」に、

790円	に、「1,300円」を「1,390円」に、「2,530円」
2,560円	

を「2,780円」に、「1,210円」を「1,230円」に、「1,940円」を「2,000円」

に、「2,570円」を「2,880円」に、「1,790円」を「1,830円」に、「2,800

円」を「3,040円」に、「2,850円」を「3,080円」に、

1,060円	を	1,190円	に、「590円」
350円		360円	
1,060円		1,120円	

を「660円」に、「990円」を「1,050円」に、「2,300円」を「2,480円」に、

「1,440円」を「1,490円」に、「1,390円」を「1,450円」に、

740円	を	810円	に、「2,590円」
1,030円		1,120円	

を「2,920円」に、「3,930円」を「4,310円」に、「600円」を「610円」に、

「1,730円」を「1,940円」に、

720円
740円

を

770円
780円

に、「9,760円」を「9,910円」に、「4,290円」

を「4,360円」に、

740円
2,210円

を

760円
2,360円

に、「4,070円」を「4,460円」に、「10,610円」

を「10,780円」に、

1,050円
1,030円
1,060円

を

1,070円
1,050円
1,160円

に、「1,850円」を「1,990円」に、「1,130円」

を「1,170円」に、

740円
740円

を

800円
820円

に、「340円」を「370円」に、「3,230円」を

「3,430円」に、「5,120円」を「5,530円」に、「710円」を「720円」に、  
 「2,610円」を「2,650円」に、「2,010円」を「2,050円」に、「7,060円」  
 を「7,630円」に、「5,190円」を「5,530円」に、「7,830円」を「8,650円」  
 に、「2,310円」を「2,520円」に、「10,340円」を「11,210円」に、「1,200  
 円」を「1,330円」に、「450円」を「470円」に、「440円」を「480円」に、  
 「1,230円」を「1,280円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「640円」を

「660円」に、「430円」を「470円」に、

360円
3,140円

を

380円
3,530円

に、「3,420円」を「3,840円」に、「820円」

を「850円」に、

690円
880円
690円

を

750円
890円
730円

に、「2,160円」を「2,310円」に、「2,130円」を「2,690円」に、

360円
520円

を

370円
550円

に、「2,740円」

を「2,750円」に、「560円」を「570円」に、「1,880円」を「1,960円」

に、「620円」を「650円」に、「500円」を「530円」に、「570円」を

「630円」に、「2,030円」を「2,040円」に、「910円」を「970円」に、

690円
1,700円
1,050円

を

770円
1,750円
1,110円

に、「760円」

を「790円」に、「4,480円」を「5,040円」に、「850円」を「950円」に、

「1,580円」を「1,710円」に、「3,210円」を「3,500円」に、「10,410円」

を「11,780円」に、「2,480円」を「2,770円」に、「1,410円」を「1,440円」

に、「810円」を「860円」に、「730円」を「750円」に、「580円」を

「660円」に改める。

別表第1の8の表中「9,340円」を「9,680円」に、「3,170円」を「3,300円」に改める。

別表第1の9の表中「2,800円」を「2,820円」に改める。

別表第2の1の表中「4,250円」を「4,700円」に、「9,230円」を「9,700円」に、「18,000円」を「18,870円」に、「4,550円」を「4,870円」に、

「7,140円」を「7,570円」に、「12,800円」を「13,590円」に、「16,330円」

を「17,330円」に、「13,030円」を「13,580円」に、「2,490円」を「2,690円」

に、「3,630円」を「3,980円」に、「17,300円」を「18,180円」に、「20,230円」を「21,200円」に、「25,050円」を「26,230円」に、「20,050円」を

「20,850円」に、「28,600円」を「29,740円」に、「14,070円」を「14,610円」に、「22,370円」を「23,210円」に、「20,580円」を「22,240円」に、「10,610円」を「11,310円」に、「5,510円」を「5,850円」に、「10,630円」を「11,770円」に、「1,850円」を「1,960円」に、「14,090円」を「15,050円」に、「3,230円」を「3,450円」に、「34,740円」を「36,460円」に、「4,740円」を「5,010円」に、「5,030円」を「5,460円」に、「6,540円」を「6,880円」に、「14,570円」を「16,140円」に、「4,320円」を「4,700円」に、「26,630円」を「29,630円」に、「28,050円」を「29,270円」に、「4,140円」を「4,410円」に、「17,050円」を「17,500円」に、「3,040円」を「3,230円」に、「1,020円」を「1,120円」に、「1,890円」を「2,070円」に、「3,360円」を「3,650円」に、「620円」を「710円」に、「1,940円」を「2,060円」に、「4,650円」を「5,080円」に、「860円」を「900円」に、「490円」を「530円」に、「1,600円」を「1,700円」に、「460円」を「530円」に改める。

別表第2の2の表中「1,890円」を「2,050円」に、「3,030円」を「3,240円」に、「2,440円」を「2,640円」に、「1,550円」を「1,630円」に、「1,030円」を「1,070円」に、「2,720円」を「2,880円」に、「210円」を「220円」に、「4,300円」を「4,620円」に、「600円」を「630円」に、「3,930円」を「4,470円」に、「610円」を「650円」に、「3,690円」を「3,970円」に、「1,930円」を「2,120円」に、「7,100円」を「7,430円」に、「2,850円」を「2,980円」に、「8,890円」を「9,360円」に、「4,640円」を「4,900円」に、「4,050円」を「4,320円」に、「2,770円」を「2,990円」に、「900円」を「970円」に、「5,070円」を「5,310円」に、「820円」を「850円」に、「2,990円」を「3,130円」に、「2,450円」を「2,560円」に、「3,880円」を「4,130円」に、「6,140円」を「6,680円」に、「2,610円」を「2,820円」に、「5,250円」を「5,540円」に、「480円」を「550円」に改める。

別表第2の3の表中「930円」を「990円」に、

400円
14,080円
400円

を

440円
14,440円
410円

に、「260円」を「280円」に、「250円」を

「260円」に、「2,310円」を「2,430円」に、「120円」を「130円」に、「2,360円」を「2,490円」に、「170円」を「190円」に、「110円」を「130円」に改める。

別表第2の4の表中「2,970円」を「3,070円」に、「1,500円」を「1,600円」に、「600円」を「630円」に、「2,930円」を「3,080円」に、「1,840円」を「1,950円」に、「2,550円」を「2,650円」に、「1,090円」を「1,130円」に、「2,250円」を「2,330円」に、「2,190円」を「2,300円」に、「2,590円」を「2,810円」に、「2,770円」を「2,890円」に、「4,480円」を「4,820円」に、「2,620円」を「2,760円」に、「5,770円」を「6,100円」に、「4,970円」を「5,250円」に、「3,740円」を「3,920円」に、「5,030円」を「5,290円」に、「5,000円」を「5,230円」に、「620円」を「710円」に改める。

別表第2の5の表中「4,860円」を「5,350円」に、「1,190円」を「1,330円」に、「7,100円」を「7,460円」に、「1,750円」を「1,840円」に、「26,160円」を「27,460円」に、「2,170円」を「2,320円」に、「4,460円」を「4,660円」に、「1,730円」を「1,830円」に、「2,490円」を「2,620円」に、「1,260円」を「1,320円」に、「4,730円」を「5,080円」に、「4,330円」を「4,550円」に、「11,770円」を「12,850円」に、「690円」を「760円」に、「13,410円」を「14,670円」に、「12,560円」を「13,370円」に、「1,120円」を「1,280円」に改める。

別表第2の6の表中「5,350円」を「6,010円」に、「7,220円」を「8,060円」に、「9,110円」を「10,130円」に、「8,300円」を「9,010円」に、「10,170円」を「11,060円」に、「12,050円」を「13,120円」に、「16,390円」を「17,630円」に、「18,270円」を「19,680円」に、「20,400円」を「22,030円」に、「21,730円」を「23,170円」に、「23,620円」を「25,240円」に、「25,470円」を「27,260円」に、「690円」を「740円」に、「1,250円」を「1,320円」に、「2,030円」を「2,140円」に、「1,340円」を「1,410円」に、「2,200円」を「2,270円」に、「7,560円」を「7,810円」に、「1,300円」を「1,380円」に、「2,970円」を「3,290円」に、「160円」を「180円」に、「12,950円」を「14,590円」に、「310円」を「340円」に、「480円」を「550円」に改める。

別表第2の7の表中「550円」を「580円」に、「2,220円」を「2,330円」に、「500円」を「570円」に改める。

別表第2の8の表中「430円」を「480円」に、「2,740円」を「3,040円」に、「880円」を「940円」に、「810円」を「870円」に、「3,030円」を「3,210円」に、「2,780円」を「2,960円」に、「2,920円」を「3,130円」に、「4,470円」を「4,810円」に、「5,700円」を「6,220円」に、「3,470円」を「3,740円」に、「4,200円」を「4,640円」に、「15,190円」を「16,070円」に、「2,610円」を「2,760円」に、「2,980円」を「3,130円」に、「4,830円」を「5,050円」に、「2,150円」を「2,250円」に、「6,070円」を「6,380円」に、「1,050円」を「1,150円」に、「5,290円」を「5,550円」に、「2,050円」を「2,150円」に、「440円」を「500円」に改める。

別表第2の9の表中「11,990円」を「13,010円」に、「14,780円」を「15,870円」に、「5,840円」を「6,220円」に、「5,720円」を「6,150円」に、「4,670円」を「5,040円」に、「4,640円」を「4,830円」に、「3,590円」を「3,840円」に、「750円」を「860円」に改める。

別表第2の10の表中「23,300円」を「24,400円」に改める。

別表第2の11の表中「1,370円」を「1,450円」に、「130円」を「140円」

に、「8,840円」を「9,280円」に、「1,870円」を「1,940円」に、「190円」を「220円」に、「7,490円」を「8,570円」に、「750円」を「780円」に、「80円」を「90円」に、「630円」を「660円」に、「730円」を「770円」

に、「530円」を「570円」に、

690円
610円
660円

を

730円
650円
710円

に、「2,350円」を「2,470円」に、「1,010円」

を「1,110円」に、「1,060円」を「1,120円」に、

660円
600円

を

700円
640円

に、「980円」を「1,030円」に、「1,440円」

を「1,500円」に、「3,200円」を「3,420円」に、「1,390円」を「1,480円」に、「2,880円」を「3,050円」に、「1,770円」を「1,860円」に、「3,910円」を「4,100円」に、「1,730円」を「1,830円」に、「500円」を

「530円」に、「880円」を「950円」に、

690円
820円

を

740円
870円

に、「1,210円」を「1,280円」に、「580円」を

「620円」に、「840円」を「900円」に、「3,060円」を「3,180円」に、「380円」を「440円」に改める。

別表第2の12の表中「600円」を「640円」に、「2,120円」を「2,210円」に、「620円」を「630円」に、「410円」を「470円」に、「490円」を「520円」に、「1,030円」を「1,100円」に、「1,290円」を「1,380円」に、「530円」を「560円」に改める。

別表第2の13の表中「1,360円」を「1,430円」に、「1,980円」を「2,080

円」に、「3,410円」を「3,580円」に、「2,120円」を「2,230円」に、「3,300円」を「3,470円」に、「3,810円」を「4,000円」に、「1,020円」を「1,080円」に、「1,340円」を「1,410円」に、「2,400円」を「2,520円」に、「4,510円」を「4,730円」に、「1,600円」を「1,690円」に、「2,420円」を「2,540円」に、「4,300円」を「4,510円」に改める。

別表第2の14の表中「1,720円」を「1,800円」に改める。

別表第2の15の表中「4,140円」を「4,400円」に改める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年7月1日から施行する。ただし、第1条の規定並びに第2条中別表第1の6の表の改正規定（同表クリーンルームの項を削る部分、同表中「560円」を「2,200円」に改める部分並びに同表ワイヤーボンダーの項、光干渉式膜厚測定装置の項及びフォトマスク作製システムの項を削る部分に限る。）及び別表第1の7の表の改正規定（同表ウルトラマイクロトームの項の次に次のように加える部分及び同表中「2,130円」を「2,690円」に改める部分に限る。）は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に利用又は依頼の承認を受けている者の当該承認に係る使用料又は手数料の額については、この規則による改正後の別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(成長産業推進室)

富山県民共生センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月25日

富山県知事 新 田 八 朗

## 富山県規則第7号

富山県民共生センター条例施行規則の一部を改正する規則

富山県民共生センター条例施行規則（平成9年富山県規則第40号）の一部を次の

ように改正する。

第2条第1項中「富山県民共生センター利用承認申請書（様式第1号）」を「指定管理者が定める利用承認申請書」に改め、同条第3項中「（様式第2号）」を「（別記様式）」に改める。

第3条第1項中「富山県民共生センター利用変更承認申請書（様式第3号）」を「指定管理者が定める利用変更承認申請書」に改める。

第4条第2項中「富山県民共生センター利用取消申出書（様式第4号）」を「指定管理者が定める利用取消申出書」に改める。

様式第1号を削り、様式第2号を別記様式とする。

様式第3号及び様式第4号を削る。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（政策推進室）

富山県林道管理規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月25日

富山県知事 新 田 八 朗

#### 富山県規則第8号

富山県林道管理規則の一部を改正する規則

富山県林道管理規則（昭和39年富山県規則第26号）の一部を次のように改正する。  
別表第1中「49,000円」を「66,000円」に、「20,000円」を「27,000円」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の富山県林道管理規則の規定により発行した回数券でこの規則の施行の際現に効力を有するものは、この規則の施行の日以後においても、

なお使用することができる。

(森林政策課)

富山県行政手続条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月25日

富山県知事 新 田 八 朗

## 富山県規則第9号

富山県行政手続条例施行規則の一部を改正する規則

富山県行政手続条例施行規則（平成7年富山県規則第51号）の一部を次のように改正する。

第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（公示事項を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く方法）

**第2条** 富山県行政手続条例第15条第4項（同条例第22条第3項及び第29条において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規則で定める方法は、行政庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）と公示事項（同条例第15条第4項に規定する公示事項をいう。第1号において同じ。）の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（行政庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。第1号において同じ。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 行政庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの
- (2) インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの

### 附 則

この規則は、令和8年5月21日から施行する。

(人事企画室)



等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「政令」という。）第9条第3項、第5項、第8項及び第9項、第10条第3項、第6項及び第7項、第11条第3項、第6項及び第7項並びに第11条の2第3項、第6項及び第7項に規定する知事が定める数は、次のとおりとし、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月25日

富山県知事 新 田 八 朗

係数及び指数	数値
政令第9条第3項の医療費指数反映係数	0.5
政令第9条第5項の一般納付金所得係数	1.0086338967879
政令第9条第8項の一般納付金基礎額調整係数	1.0189999532479
政令第9条第9項の一般納付金被保険者均等割指数	0.7
政令第10条第3項の後期高齢者支援金等納付金所得係数	0.9970896381752
政令第10条第6項の後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数	0.999999986001
政令第10条第7項の後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数	0.7
政令第11条第3項の介護納付金納付金所得係数	0.9803367941598
政令第11条第6項の介護納付金納付金基礎額調整係数	0.999999965151
政令第11条第7項の介護納付金納付金被保険者均等割指数	0.7
政令第11条の2第3項の子ども・子育て支援納付金納付金所得係数	1.0086338967879
政令第11条の2第6項の子ども・子育て支援納付金納付金基礎額調整係数	0.99999984568
政令第11条の2第7項の子ども・子育て支援納付金納付金被保険者均等割指数	0.7

## 富山県告示第121号

特定計量器の定期検査の実施について

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項に規定する特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

令和8年3月25日

富山県知事 新 田 八 朗

## 1 対象となる特定計量器

- (1) 非自動はかり、分銅及びおもり
- (2) 皮革面積計

## 2 検査を行う区域

氷見市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市

## 3 実施の期日及び場所

検査期日	検査時間	検査場所
令和8年 6月9日(火)	午前10:30～午前11:30	南砺市上平細島879番地 南砺市上平市民センター
同上	午後1:00～午後2:30	南砺市下梨2240番地 南砺市平市民センター
6月10日(水)	午前10:30～午後2:30	南砺市利賀村171番地 南砺市利賀市民センター
6月11日(木)	午前10:30～午後3:00	南砺市城端1046番地 南砺市城端伝統芸能会館じょうはな座
6月16日(火)	午前10:30～午後3:00	南砺市井波520番地 南砺市井波市民センター
6月17日(水)	午前10:30～午後3:00	南砺市苗島4880番地 南砺市福野市民センター南側駐車場
6月18日(木)	午前10:30～午後3:00	南砺市苗島4880番地 南砺市福野市民センター南側駐車場
6月23日(火)	午前10:30～午後3:00	南砺市苗島4880番地 南砺市福野市民センター南側駐車場
6月24日(水)	午前10:00～午後3:00	南砺市高宮1248番地 農事組合法人富山干柿出荷組合連 合会集荷場

6月25日(木)	午前10:30～午後3:00	南砺市荒木1550番地 南砺市役所別館
6月26日(金)	午前10:30～午後3:00	南砺市荒木1550番地 南砺市役所別館
6月30日(火)	午前10:30～午後3:00	南砺市荒木1550番地 南砺市役所別館
7月3日(金)	午前10:30～午後3:00	氷見市飯久保168番地 氷見市十三公民館
7月7日(火)	午前10:30～午後3:00	氷見市加納135番地 氷見市立北部中学校
7月8日(水)	午前10:30～午後3:00	氷見市柳田3223番地 氷見市立西條中学校
7月9日(木)	午前10:30～午後3:00	氷見市阿尾1015番地 氷見市阿尾公民館
7月10日(金)	午前10:30～午後3:00	氷見市本町4番9号 氷見市教育文化センター
7月15日(水)	午前10:30～午後3:00	氷見市本町4番9号 氷見市教育文化センター
7月16日(木)	午前10:30～午後3:00	氷見市中央町12番21号 氷見市いきいき元気館
7月17日(金)	午前10:30～午後3:00	氷見市中央町12番21号 氷見市いきいき元気館
7月21日(火)	午前10:30～午後3:00	氷見市中央町12番21号 氷見市いきいき元気館
7月23日(木)	午前10:00～正午	砺波市安川1616番地 砺波市多世代交流施設しょうとう
同上	午後1:30～午後3:00	砺波市庄川町青島401番地 砺波市役所庄川支所
7月24日(金)	午前10:30～午後3:00	砺波市矢木24番地 砺波市庄下農村振興会館
7月28日(火)	午前10:00～午後3:00	砺波市栄町717番地 砺波まなび交流館

7月30日(木)	午前10:00～午後3:00	砺波市栄町717番地 砺波まなび交流館
7月31日(金)	午前10:00～午後3:00	砺波市栄町717番地 砺波まなび交流館
10月2日(金)	午前10:00～午後3:00	小矢部市城山町1番1号 小矢部市民体育館
10月6日(火)	午前10:00～午後3:00	小矢部市城山町1番1号 小矢部市民体育館
10月7日(水)	午前10:00～午後3:00	小矢部市鷺島38番地1 小矢部市農村環境改善センター
10月9日(金)	午前10:00～午後3:00	射水市二口1081番地 射水市子ども子育て総合支援センター
10月13日(火)	午前10:00～午後3:00	射水市小島703番地 射水市役所大島分庁舎
10月14日(水)	午前10:00～午後3:00	射水市黒河712番地 ビルト・プレイズ歌の森体育館
10月15日(木)	午前10:00～午後3:00	射水市黒河712番地 ビルト・プレイズ歌の森体育館
10月20日(火)	午前10:00～午後3:00	射水市黒河712番地 ビルト・プレイズ歌の森体育館
10月21日(水)	午前10:00～正午	射水市射水町一丁目17番地1 射水市堀岡コミュニティセンター
同上	午後1:30～午後3:00	射水市海老江1082番地 射水市海老江コミュニティセンター
10月22日(木)	午前10:00～午後3:00	射水市中新湊23番10号 射水市立新湊放生津小学校
10月27日(火)	午前10:00～正午	射水市作道908番地 射水市作道コミュニティセンター
10月28日(水)	午前10:00～午後3:00	射水市本町一丁目12番24号 射水市新湊コミュニティセンター

10月29日（木）	午前10：00～午後3：00	射水市本町一丁目12番24号 射水市新湊コミュニティセンター
令和8年4月30日（木）から同年12月28日（月）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）	午前9：00～午後4：00	富山市新庄町39番地の6 富山県計量検定所

#### 4 特定計量器の所在の場所において実施する定期検査

対象となる特定計量器が特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当する場合は、令和8年4月30日（木）から同年12月28日（月）までの間において別に定める期日に実施する。

### 富山県告示第122号

富山県国際健康プラザの利用料金の額についての一部改正について  
富山県国際健康プラザの利用料金の額について（平成18年富山県告示第231号）の一部を次のように改正し、令和8年7月1日から施行する。

令和8年3月25日

富山県知事 新 田 八 朗

表中「320円」を「360円」に、「110円」を「130円」に改める。

（健康対策室）

**富山県告示第123号**

富山県立イタイイタイ病資料館の使用料の額についての一部改正について

富山県立イタイイタイ病資料館の使用料の額について（平成24年富山県告示第135号）の一部を次のように改正し、令和8年7月1日から施行する。

令和8年3月25日

富山県知事 新 田 八 朗

表中「800円」を「1,000円」に、「450円」を「600円」に改める。

（健康対策室）

**富山県告示第124号**

高志の国文学館の特別観覧料の額について

高志の国文学館条例（平成23年富山県条例第41号）別表第1の3の知事が定める金額は、次のとおりとし、令和8年7月1日から施行する。

令和8年3月25日

富山県知事 新 田 八 朗

特別観覧料

区分	単位	金額
熟覧	1回1点につき	500円
模写又は模造	1回1点につき	2,200円
撮影	学術研究を目的とするもの	500円
	その他	4,400円

備考 熟覧、模写又は模造及び撮影に供する原稿、墨書、びょうぶ、卷子本、対幅及び版画集に係る「1点」とは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 原稿及び墨書にあつては、1葉を1点とする。
- (2) びょうぶにあつては、1双を1点とする。ただし、半双だけの観覧の場合においても1点とする。

- (3) 卷子本にあつては、ひとそろい全巻で1点とする。ただし、ひとそろいのうち一部分だけの観覧の場合においても1点とする。
- (4) 対幅にあつては、ひとそろい1点とする。ただし、ひとそろいのうちの1幅だけの観覧の場合においても1点とする。
- (5) 版画集にあつては、ひとそろい全冊で1点とする。ただし、ひとそろいのうちの一部分だけの観覧の場合においても1点とする。

(文化振興室)

## 富山県告示第125号

富山県立都市公園の有料公園施設の利用料金の額についての一部改正  
について

富山県立都市公園の有料公園施設の利用料金の額について（平成24年富山県告示第185号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月25日

富山県知事 新 田 八 朗

本文中「別表第4の1の表備考第5項」を「別表第4の3の表備考第5項」に、「同表の2の表」を「同表の4の表」に改める。

1の表以外の部分中「別表第4の1の表備考第5項」を「別表第4の3の表備考第5項」に改め、1の表中「12,380円」を「13,860円」に、「6,180円」を「6,920円」に、「390円」を「440円」に、「260円」を「290円」に改める。

2の表以外の部分中「別表第4の2の表」を「別表第4の4の表」に改め、2の表富山県総合運動公園の項中「4,190円」を「4,790円」に、「20,950円」を「23,970円」に、「29,550円」を「33,810円」に、「19,700円」を「22,540円」に、「9,850円」を「11,270円」に、「2,100円」を「2,400円」に、「4,920円」を「5,630円」に、「2,460円」を「2,810円」に、「1,230円」を「1,410円」に改め、同表富山県五福公園の項中「1,170円」を「1,340円」に改め、同表富山県岩瀬スポーツ公園の項中「4,190円」を「4,790円」に、「2,100円」を「2,400円」に、「320円」を「370円」に、「1,050円」を「1,200円」に、「730円」

を「840円」に、「640円」を「730円」に、「330円」を「380円」に、「150円」を「170円」に改め、同表富山県常願寺川公園の項中「320円」を「370円」に改め、同表富山県空港スポーツ緑地の項中「4,190円」を「4,790円」に、「2,100円」を「2,400円」に、「320円」を「370円」に改める。

#### 附 則

この告示は、令和8年7月1日から施行する。ただし、本文、1の表以外の部分及び2の表以外の部分の改正規定は、公表の日から施行する。

(都市計画課)

### 富山県告示第126号

県民公園の有料公園施設の利用料金の額についての一部改正について  
県民公園の有料公園施設の利用料金の額について（平成24年富山県告示第183号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月25日

富山県知事 新 田 八 朗

本文中「別表第5の2」を「別表第5の4」に改める。

表中「1,170円」を「1,340円」に、「640円」を「730円」に、「1,760円」を「2,010円」に、「880円」を「1,010円」に、「150円」を「170円」に、「640円」を「730円」に、「430円」を「490円」に、「13,880円」を「15,880円」に、「6,410円」を「7,330円」に、「3,210円」を「3,670円」に改める。

#### 附 則

この告示は、令和8年7月1日から施行する。ただし、本文の改正規定は、公表の日から施行する。

(都市計画課)